

**在留申請オンラインシステムの申請項目CSV等情報
利用規約**

2. 0 版

令和5年6月27日

出入国在留管理庁

改版履歴

項番	版数	改訂日	変更箇所	変更内容	備考
1	1.0 版	2021/10/20	新規作成	-	
2	2.0 版	2023/6/27	第 1 条から第 9 条までの各条	第 1 条から第 9 条までの各条について、記載を修正。 第 2 条第 5 号における用語「開発者」を「民間等事業者」に変更。 第 2 条第 7 号の追加 第 7 条第 3 号の追加。 第 8 条第 3 号の追加。	

在留申請オンラインシステムの申請項目CSV等情報利用規約

第1条（目的）

出入国在留管理庁（以下「同庁」という。）は、同庁が運用する在留申請オンラインシステムを通じて民間等事業者が在留諸申請等をオンラインで実施するサービス等の実現における、マイナポータルAPIと連携してサービスを提供するソフトウェア（以下「民間等申請ソフト」という。）の開発に必要となる申請項目CSV等情報を、公開仕様書として提供する。

本利用規約は、民間等事業者が在留申請オンラインシステムの申請項目CSV等情報を利用するに際して遵守すべき諸条件等、必要な事項について定めることを目的としている。

民間等事業者は、民間等申請ソフトの開発及び利用に当たって、デジタル庁が作成する「マイナポータルAPI利用規約」のほか、本利用規約に定める事項を遵守すること。

第2条（定義）

本利用規約において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- 1 「在留申請オンラインシステム」とは、同庁が運用し、マイナポータルAPIと連携する、在留諸申請等をオンラインで受け付けることができるシステムをいう。
- 2 「在留諸申請等」とは、在留申請オンラインシステムで申請を受け付けている在留資格認定証明書交付申請、在留期間更新許可申請、在留資格変更許可申請、在留資格取得許可申請、就労資格証明書交付申請、資格外活動許可申請及び再入国許可申請（同時申請に限る）、在留申請オンラインの利用者登録（所属機関の職員等の場合を除く）をいう。
- 3 「マイナポータルAPI」とは、デジタル庁が運営するマイナポータルにおいて提供されるサービスをいう。
- 4 「民間等申請ソフト」とは、民間等事業者が申請項目CSV等情報を用いて設計・開発した、マイナポータルAPI経由で在留申請オンラインシステムへの接続を可能とするソフトウェアをいう。
- 5 「民間等事業者」とは、民間等申請ソフトの開発（設計を含む）を行う開発者または民間等申請ソフトを用いてサービスの提供等を行うサービス提供者をいう。
- 6 「申請項目CSV等情報」とは、在留申請オンラインシステムが、民間等申請ソフトからマイナポータルAPIを経由して、在留諸申請等を受け付ける際の、申請データ項目CSVレイアウト、業務コード、チェックテーブル及び関連項目チェック条件などを定義した情報類をいう。
- 7 「公開仕様書」とは、同庁が、申請項目CSV等情報を、CSVレイアウト仕様書、業務コード一覧表、チェックテーブル、関連項目チェック一覧及びメッセージ一覧表として、開発者に提供する形としたものを言う。

第3条（公開仕様書の提供申込み）

- 1 民間等事業者は、民間等申請ソフトの開発を行うに当たって、申請項目CSV等情報提供申込フォームにより、公開仕様書及び同庁が必要と認める情報の提供を同庁に申し込むことができる。

なお、公開仕様書については、同庁に係る施策の実施等の関係で、変更されることがあります。

- 2 民間等事業者は、公開仕様書の提供を受けるに当たって、出入国在留管理庁に提出する書類において虚偽の情報を記載しないこと。また、開発者は同庁に対して虚偽の情報を告知しないこと。

民間等事業者が出入国在留管理庁に提出した書類に虚偽の情報を記載したこと、または民間等事業者が同庁に対して虚偽の情報を告知したことが判明した場合、同庁は当該民間等事業者に対し、以後の情報の提供を含む各種の協力を拒否することができる。とともに、当該民間等事業者が開発した民間等申請ソフトについて、在留申請オンラインシステムへの接続を制限することができる。

第4条（個人情報等の取扱い）

出入国在留管理庁は、民間等申請ソフトの開発または利用において、民間等事業者から取得した個人情報等を、在留申請オンラインシステムとマイナポータルAPIとの間での連携による在留諸申請等の受付等、在留申請オンラインシステムの運用及び管理に必要な範囲で利用することができる。

第5条（情報セキュリティ要求事項の遵守）

- 1 民間等事業者は、民間等申請ソフトの開発に当たり、マイナポータルAPIにおいて定める情報セキュリティ要求事項を遵守すること。
- 2 出入国在留管理庁は、前項に示す情報セキュリティ要求事項が遵守されていないことが確認された民間等申請ソフトについて、在留申請オンラインシステムへの接続を制限することができる。

第6条（禁止事項）

- 1 民間等事業者は、申請項目CSV等情報及びこれに関する著作物の利用または民間等申請ソフトの利用に当たって、以下に掲げる事項を行ってはならない。
 - (1) 申請項目CSV等情報及びこれに関する著作物を本来の目的以外の目的で利用すること。
 - (2) 在留申請オンラインシステムに不正にアクセスすること。
 - (3) 在留申請オンラインシステムの運用及び管理を妨げること。
 - (4) 在留申請オンラインシステムの運用に支障を及ぼす内容又はそのおそれのある内容を含んだソフトウェアを開発すること。
 - (5) 法令若しくは公序良俗に違反する内容、又はそのおそれのある行為をすること。
 - (6) 出入国在留管理庁に提出する書類において虚偽の情報を記載すること又は同庁に対して虚偽の情報を告知すること。

(7) その他出入国在留管理庁が不適切であると判断する行為をすること。

2 出入国在留管理庁は、民間等事業者が前項各号に掲げる事項を行った場合又は行うおそれがあると判断した場合には、当該民間等事業者に事前に通告することなく当該民間等事業者の使用する民間等申請ソフトの在留申請オンラインシステムへの接続を制限することができるとともに、その他必要な措置を講ずることができるものとする。

第7条（著作・知的所有権）

1 申請項目CSV等情報及びこれに関する著作物（本利用規約等を含む。以下同じ。）に関する著作権及び著作人格権並びにそれに含まれるノウハウ等の知的所有権は、出入国在留管理庁に帰属する。

2 民間等事業者は、民間等申請ソフトの開発及び利用に際して、申請項目CSV等情報及びこれに関する著作物を以下の各号に示すとおり扱うものとする。

- (1) 民間等申請ソフトを開発するためにのみ使用すること。
- (2) 複製、解析、改変、編集、頒布及びリバースエンジニアリングを行わないこと。
- (3) 営利目的の有無に関わらず、第三者に貸与、譲渡又は担保権の設定をしないこと。
- (4) 著作権表示若しくは商標権表示を削除又は変更しないこと。

3 民間等申請ソフトの著作権は、民間等申請ソフトを開発した開発者に帰属する。

第8条（免責事項）

1 出入国在留管理庁は、申請項目CSV等情報を使用したことにより、民間等事業者に生じた損害及び民間等事業者が第三者に与えた損害について一切の責任を負わないものとする。

2 出入国在留管理庁は、申請項目CSV等情報を使用し、民間等申請ソフトからマイナポータルAPI経由で登録されたデータの消失等あらゆる損害について、民間等事業者に対し一切の責任を負わないものとする。

3 出入国在留管理庁は、民間等申請ソフトの開発または民間等申請ソフトを用いたサービスの提供について、民間等事業者に対し一切の責任を負わないものとする。

第9条（本利用規約の変更）

1 出入国在留管理庁は、民間等事業者への事前の通知を行うことなく、本利用規約を改正できるものとする。

2 本利用規約の改正を行った場合、出入国在留管理庁のホームページに掲載することにより公表するものとし、公表後直ちに効力を生じるものとする。

3 本利用規約の改正を行った場合、民間等事業者は、改正後の本利用規約に従うものとする。

第10条（準拠法及び管轄）

1 本利用規約の準拠法は日本国法とする。

2 本利用規約に関して紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 1 1 条（使用言語）

利用上の手続及び問合せ等は、日本語で行うものとする。